

事前計画書

(処分業 中間処理施設用)

八王子市

令和7年8月

情報公開請求に関する教示について

許可申請・届出等にともない、八王子市にご提出いただいた事前計画書を含む、一切の資料・書類等は、事前相談段階のものであっても、第三者から八王子市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則、開示対象となります。

【目次】

第1章	事前計画書について	P. 2
1	事前計画書の目的	P. 2
2	事前計画書の提出から許可申請又は届出まで	P. 2
3	有効期間等	P. 2
4	手続きの流れ	P. 3
5	提出方法	P. 4
6	提出先	P. 4
第2章	処理について	P. 5
第3章	事前計画書の作成について	P. 6
1	事前計画書表紙	P. 7
2	市許可証の写し	P. 8
3	申請の概要	P. 8
4	施設の案内図	P. 8
5	用途地域を示す図面	P. 8
6	施設の周辺図等	P. 8
7	施設内配置図	P. 8
8	排水処理設備等の図面	P. 8
9	産業廃物の流れ（フロー図）	P. 9
10	産業廃物の流れ（場内ルート図）	P. 9
11	保管する産業廃棄物の一覧表	P. 9
12	主要機器及び付帯設備（主要機器関連イメージ図）	P. 9
13	主要機器及び付帯設備（配置図・写真・図面）	P. 9
14	主要機器計算式	P. 9
15	主要機器及び付帯設備（設置場所の安全性を明らかにする説明等）	P. 9
16	保管場所（図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等）	P. 10
17	施設清掃に関する説明	P. 10
18	生活環境保全上の措置等（整理票）	P. 10
19	生活環境保全上の措置等（発生する恐れのある場所の明示）	P. 10
20	生活環境保全上の措置等（中間処分・保管場所及び作業等）	P. 11
21	使用権原を証明する書類等（土地、建物、公図）	P. 11
22	重機一覧表、写真	P. 11
23	関係法令に関する書類（環境確保条例）	P. 11
24	関係法令に関する書類（その他）	P. 12
25	施設近隣住民等への説明内容に関する書類	P. 12
26	説明対象者を示す図面	P. 13
27	同意書、協定書、説明経過書	P. 13
第4章	基準等	P. 14
1	保管容量の考え方	P. 14
2	保管場所の基準	P. 14
3	掲示板の記載方法	P. 15
	記載例・様式集	P. 16

第1章 事前計画書について

1 事前計画書の目的

事前計画書は、申請後の審査で基準不適合になりやすい項目等について、あらかじめ内容を確認・指導することにより、円滑に手続きを進める事を目的としています。

2 事前計画書の提出から許可申請又は届出まで

事前計画書の提出後、提出された事前計画書の内容を審査します。施設が基準に適合している場合には、施設の建設等をしていただきます。完成後、当該施設について現地審査を行い、施設が計画書どおりであることを確認した後、申請又は届出を行っていただきます。事前計画書の内容や建設された施設が、基準に適合していないと判断した場合には、適合するように修正・補修等を行っていただきます。

なお、許可申請時に申請者の能力等（経理的基礎、欠格条項等）が基準に適合していない場合には、事前計画書どおり法の基準に適合する施設が完成していても、不許可処分となります。

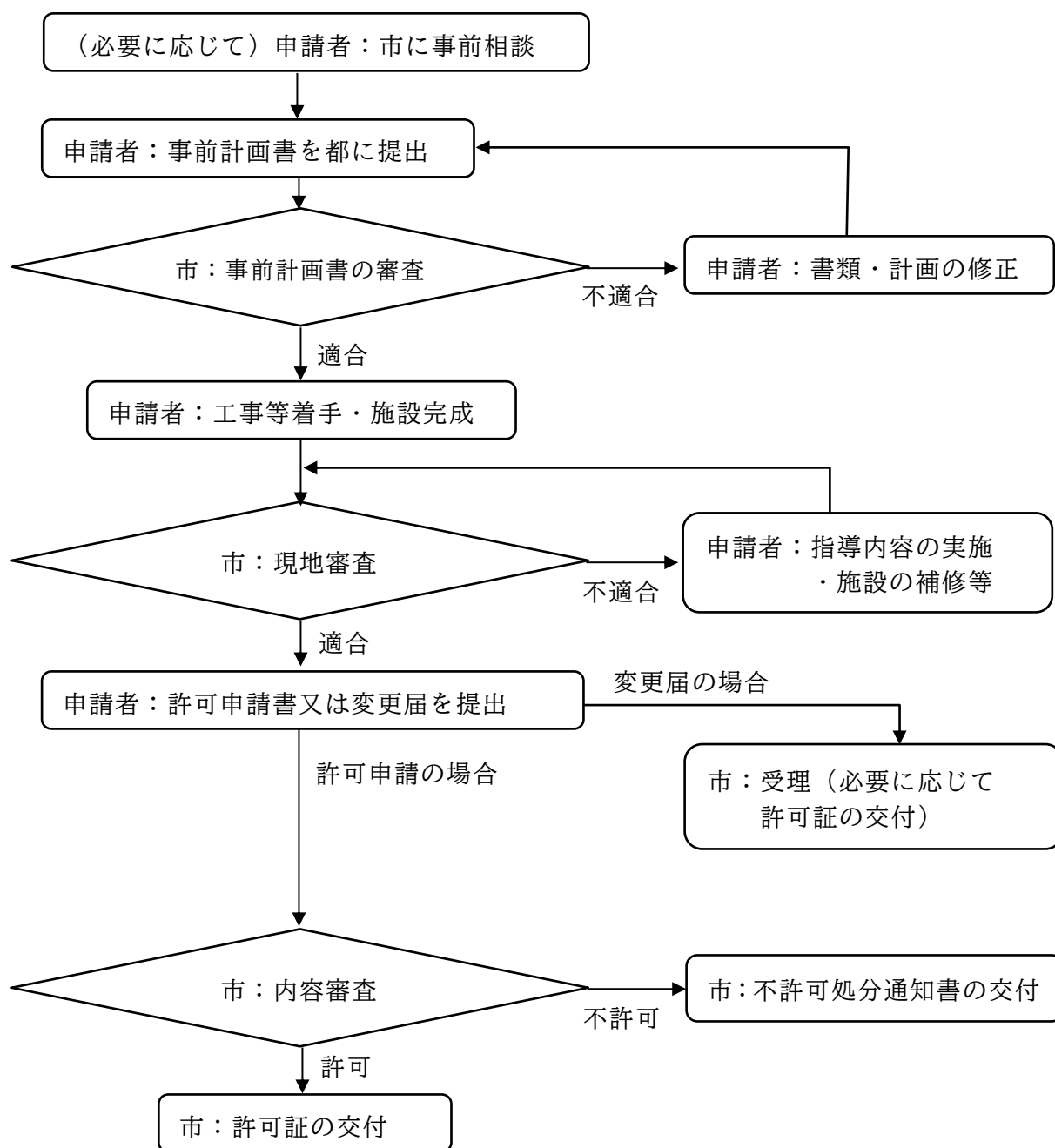
3 有効期間等

この事前計画書の有効期間は、提出から3ヶ月間です。有効期間内に、基準に適合するよう建設又は補修等が行われていない場合や、市に対し連絡がない場合は、ご提出いただいた事前計画書は失効することがありますので、ご注意ください。

（参考）事前計画書提出が必要な場合（例）

新規許可申請	新たに「処分業」の許可を取得するとき。
更新許可申請	既に「処分業」の許可を取得している方が、許可期限に際し、許可を更新するとき。
変更許可申請	以下に該当するとき。 ・既に「処分業」の許可をお持ちの方が、取り扱う産業廃棄物の種類を追加する場合。 ・既に「処分業」の許可をお持ちの方が、新たに異なる種類の処分方法をついかする場合。
変更届	既に「処分業」の許可をお持ちの方が、変更許可に該当しない範囲で中間処理施設の内容を変更するとき。 【具体例】 ・同種類の処理施設を追加する場合。 ・処理前や処理後の産業廃棄物保管量を変更する場合。 ・処理施設の設置場所を変更する場合。 ・施設を移転又は追加する場合（取り扱う産業廃棄物の種類や処分方法に変更がない場合に限る）。

4 手続きの流れ



5 提出方法

(1) 提出方法

① 来庁して提出する場合

・提出は、予約制とさせていただきます。

あらかじめ下記申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。

・同時に2件以上の提出を行う場合は、予約時にその旨をお申し出ください。

② 郵送で提出する場合

・申請書類の他にレターパックプラス(600円)を1部添付してください。

(副本送付用に使用します。あらかじめ送付先の記載をお願いします。)

(2) 申請受付時間

平日 8時30分から11時まで及び13時から16時まで

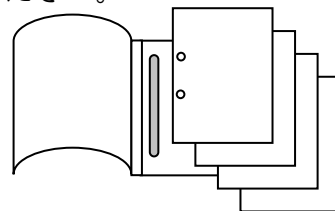
(3) 提出部数

正副2部(副本は、正本をコピーしたもので構いません)

※施設が複数ある場合は、施設ごとに事前計画書を作成してください。

※事前計画書は、左側に2穴を開け、紙フラットファイル

に綴る又は綴じひもで綴じ、インデックスを付けてください。



6 提出先

事前計画書は下記の窓口へ提出してください。

提出先	
八王子市 環境部 廃棄物対策課 審査担当	
〒192-8501	
東京都八王子市元本郷町3-24-1	
本庁舎事務棟2階	
JR中央線西八王子駅 北口から徒歩20分	
電話 042-620-7458	
FAX 042-622-7262	
メール b113200@city.hachioji.tokyo.jp	

第2章 処理について

八王子市が考えている産業廃棄物の処理（中間処分・最終処分等）とは、次に掲げる処理等です。

再生：廃棄物を再び製品の原材料等の有用物とするために、必要な物理的、化学的又は生物的操作を行うこと。

（例）再生コンクリートを製造するための破碎、スラグを製造するための溶融、コンポストや肥料を製造するための生物処理等。

再生後のものは有価物として使用又は売却等され、再び使用されることになります。したがって、再生後のものがその後中間処理又は最終処分される場合には、再生に該当しません。

処分：廃棄物を物理的、化学的又は生物的な手段により形態、外観、内容等について変化させ生活環境の保全上支障の少ないものにすること。

（例）破碎、圧縮、圧縮固化、焼却、中和、脱水、溶融、生物処理等。

処分後の廃棄物はそのまま最終処分されるか、次の処分を行うこととなります。なお、処分後の廃棄物については、生活環境の保全上支障の少ないものになっていることが必要です。

ただし、特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物については、処分後、感染性のない通常の産業廃棄物になる場合があり、この場合にはさらに処理が必要となります。

最終処分：産業廃棄物にほとんど人工的な変化を加えず、又は中間処理された産業廃棄物を埋立基準に従って埋め立てること。または、基準に従って産業廃棄物を海洋投棄処分すること。

第3章 事前計画書の作成について

必要な書類は下記のとおりです。

提出書類		記載例
1	☐ 事前計画書表紙	P. 1 6
2	☐ 市許可証の写し（他の許可を含む）	—
3	☐ 申請又は届出の概要 ☐ 変更事項に関する書類・図面	P. 1 7～1 9
4	☐ 施設の案内図	P. 2 0
5	☐ 用途地域を示す図面	P. 2 1
6	☐ 施設の周辺図等・写真	P. 2 2～2 3
7	☐ 施設内配置図等・写真	P. 2 4～2 6
8	☐ 排水処理設備等の図面・写真	P. 2 7～2 8
9	☐ 産業廃棄物の流れ（フロー図）	P. 2 9
10	☐ 産業廃棄物の流れ（場内ルート図）	P. 3 0
11	☐ 保管する産業廃棄物の一覧表	P. 3 1
12	☐ 主要機器及び付帯設備（主要機器関連イメージ図）	P. 3 2
13	☐ 主要機器及び付帯設備（主要機器配置図） ☐ 主要機器及び付帯設備（写真） ☐ 主要機器及び付帯設備（主要機器の図面）	P. 3 3～3 5
14	☐ 主要機器の計算式・メーカーカタログ	P. 3 6
15	☐ 主要機器及び付帯設備（主要機器設置場所の安全性を明らかにする説明等）	P. 3 7
16	☐ 保管場所等（図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等）	P. 3 8～4 1
17	☐ 施設清掃に関する説明	P. 4 2
18	☐ 生活環境保全上の措置等（整理表）	P. 4 3
19	☐ 生活環境保全上の措置等（発生する恐れのある場所の明示）	P. 4 4
20	☐ 生活環境保全上の措置等（中間処分・保管場所及び作業等）	P. 4 5～4 6
21	☐ 使用権原を証明する書類等（土地・建物・公図）	—
22	☐ 重機の一覧表、写真	P. 4 7
23	☐ 関係法令に関する書類（環境確保条例）	—
24	☐ 関係法令に関する書類（その他）	—
25	☐ 施設近隣住民等への説明内容に関する書類	—
26	☐ 説明対象者を示す図面	—
27	☐ 同意書、協定書、説明経過書	—

1 事前計画書表紙（記載例P.16）

①申請者又は届出者

- ・法人の場合：法人名、代表者氏名、本店所在地、電話番号、FAX番号を記載してください。
- ・個人の場合：氏名、住所、電話番号、FAX番号を記載してください。

②申請又は届出の区分

新規許可、変更許可、更新許可または変更届で該当する項目を○で囲んでください。

③中間処理施設の所在地

申請又は届出に係る中間処理施設の所在地を記載してください。

④用途地域

申請又は届出に係る中間処理施設設置場所の用途地域を記載してください。

⑤作業時間

- ・申請又は届出に係る中間処理施設の作業時間を記載してください。
- ・作業時間は、工場認可申請と同じ時間を記載してください。

※工場認可申請については、P.11「2.2 関係法令に関する書類（環境確保条例）」参照

⑥取扱う産業廃棄物の種類と処理の方法

今回、中間処理（処分業）を行うことになった産業廃棄物をどのような方法で処分するのか、当該産業廃棄物の種類と処分方法を具体的に記載してください。

例1 破碎：木くず、廃プラスチック、がれき類

例2 中和：廃酸、廃アルカリ

⑦中間処理施設に関する変更事項

変更事項の有無について「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。
（新規許可申請以外）

⑧許可の有効年月日

許可証に記載されている「許可の有効年月日」を記載してください。（新規許可申請以外）

⑨八王子市における他の許可の有無

- ・八王子市における、他の許可（産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業）の取得の有無について、「有・無」のどちらか該当するものを○で囲んでください。
- ・「有」の場合は、当該許可の名称を括弧内に記載してください。

⑩担当者

- ・担当者の氏名、電話番号を記載してください。
- ・行政書士の方が提出する場合は、行政書士及び申請者側の担当者の両者について記載してください。

2 市許可証の写し

- ・申請又は届出に係る許可証の写しを添付してください。
- ・八王子市において他の許可（産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業）を取得している場合は、その許可証の写しも添付してください。

3 申請又は届出の概要（記載例P.17）

- ・申請の概要を、わかりやすく、簡潔に記載してください。新規申請の場合、特にどのような中間処理をするかを記載してください。
- ・新規申請以外の場合で、中間処理施設に変更事項があるときは、その内容と変更前後の施設を比較することができる図面を添付してください。

4 施設の案内図（記載例P.20）

施設周辺の幹線道路、鉄道、その他目印になるものを示した地図を添付してください。

5 用途地域を示す図面（記載例P.21）

申請又は届出に係る中間処理施設及び、周辺の用途地域が分かる地図を添付してください。（「4 施設の案内図」と同じ地図を使用し、用途地域ごとに色分けしたものを添付しても差し支えありません）

6 施設の周辺図等（記載例P.22）

- ・申請又は届出に係る中間処理施設周辺の状況が分かる地図（住宅地図等）と、周辺状況が確認できる写真を添付してください。
- ・地図等は、概ね100m程度の範囲の状況がわかるものとしてください。

7 施設内配置図（記載例P.24）

- ・施設を上から見た図で、塀・壁、搬出入口、駐車スペース、台貫、掲示板の位置等を簡単に記載した図面及び写真を添付してください。写真は、配置図内に撮影位置・方向等を記載してください。
- ・駐車スペースについては、駐車できる車両の台数が判断できるように、駐車スペースに台数分の位置を記載してください。

駐車スペースが無く、路上駐車が必要となる施設については、生活環境保全上支障があるため許可できません。

8 排水処理設備等の図面（記載例P.27）

- ・施設内における排水方法及び放流先が分かるよう、施設内の側溝、汚水ます、浄化槽、オイルトラップ及び雨水ます等の配置がわかる図面及び写真を添付してください。
- ・浄化槽、オイルトラップ等を設置する場合には、カタログ等当該設備の詳細が分かるものを添付してください。

9 産業廃棄物の流れ（フロー図）（記載例P.29）

- ・施設内における産業廃棄物の流れについて、文章等で説明してください。（どのように搬入し、どこに降ろすか。どこで積み込み、どこへ搬出するのか等）
- ・産業廃棄物の流れをフロー図で示し、関係する持ち込み先の産業廃棄物処分業社名、許可番号、売却先名を記載してください。

10 産業廃棄物の流れ（場内ルート図）（記載例P.30）

施設内における大まかな「処理の流れ」について、産業廃棄物の処分方法ごとに、関連する処理施設、処分待機時の保管場所、処分後の保管場所等を着色するとともに、当該図面に処理経路（矢印の付いた線）を記載し明示してください。

11 保管する産業廃棄物の一覧表（記載例P.31）

処理のために保管する産業廃棄物について、処分前・処分後の保管量の一覧を作成してください。

12 主要機器及び付帯設備（主要機器関連イメージ図）（記載例P.32）

装置、集塵機、散水設備等関連する装置の関係が明らかとなる図面を作成してください。

【関連する装置の例】

例1 破碎：破碎機、集塵装置、散水装置、コンベア、脱臭装置等

例2 焼却：焼却炉、集塵装置、冷却装置、除害装置、水処理装置、灰出装置、脱臭装置、空気供給装置等

例3 脱水：脱水機、脱臭装置、水処理装置等

13 主要機器及び付帯設備（配置図・写真・図面）（記載例P.33～35）

- ・産業廃棄物の処分に必要な機器及び付帯設備の位置を明示するために、施設内配置図を複写し、該当部分を着色してください。
- ・着色した機器及び付帯設備について平面図・立面図・側面図及び写真を添付してください。

14 主要機器計算式（記載例P.36）

- ・主要機器の能力計算式を記載してください。
- ・メーカー等のカタログを添付してください。

15 主要機器及び付帯設備（設置場所の安全性を明らかにする説明等）

（記載例P.37）

- ・主要機器及び付帯設備の設置場所が、機器等の荷重に耐えられることを確認できる設計計算書等を作成してください。
- ・どの程度の震度並びにどの程度の荷重まで安全であるか明記してください。

【「安全性を明らかにする主要機器及び付帯設備」の例】

例1 破碎：破碎機、その他自重と産業廃棄物の重量との合計が1トンを超える機器等

例2 焼却：焼却炉、集塵装置、冷却装置、除害装置、水処理装置、その他自重と産業廃棄物の重量との合計が1トンを超える機器等

例3 脱水：脱水機、水処理装置等、その他自重と産業廃棄物の重量との合計が1トンを超える機器等

1 6 保管場所（図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等） （記載例 P. 38～41）

【容器を使用せずに保管する場合】

- ・保管場所を正面・側面・上から見た図を、保管場所ごとに作成してください。
- ・保管場所の上限及び側面等について基準線が確認できる写真を添付してください。
※基準線については「第4章1」参照。
- ・保管する容量（計画容量）について、廃棄物を保管する場合の高さ、置き方等で保管容量を計算できる図面を作成してください。
なお、「市計算欄」については、記載しないでください。
- ・屋外において囲い・擁壁等を利用して産業廃棄物を保管する場合には、風、地震、廃棄物等による荷重に対し十分な安全性を明らかにするものとして、構造図及び設計計算書等を作成してください。（どの程度の震度並びにどの程度の荷重、風速何mまで安全であるかを明記）
また、保管場所の材質、不透水性等が分かる説明を記載してください。

【容器を使用して保管する場合】

- ・保管容器を正面・側面・上から見た図を保管容器ごとに作成してください。
- ・保管場所ごとに、上限及び側面等について全体像と基準線が確認できる写真を添付してください。
- ・容器の材質、不透水性等が分かる説明を記載してください。
- ・保管容器に関するカタログ・仕様書等を添付してください。
- ・保管する容量（計画容量）について、廃棄物を保管場合の高さ、置き方等で保管容量を計算できる図面を作成してください。
なお、「市計算欄」については、記載しないでください。

1 7 施設清掃に関する説明（記載例 P. 42）

清掃を行う対象（保管場所、保管容器、排水溝等）ごとに、清掃頻度と清掃方法を記載してください。

1 8 生活環境保全上の措置等（整理表）（記載例 P. 43）

・19、20で作成する、中間処分・保管場所及び作業等の生活環境保全上の措置について、発生が想定される場所と防止対策を記した整理表を作成してください。

1 9 生活環境保全上の措置等（発生する恐れのある場所の明示） （記載例 P. 44）

生活環境保全上の措置項目について、項目ごとに、発生する恐れのある場所を着色する等して図面に明示してください。措置の対象となる項目は以下のとおりです。

- ①粉じん
- ②悪臭
- ③振動
- ④騒音
- ⑤大気汚染
- ⑥有害物質の漏洩
- ⑦地下浸透

※「地下浸透する恐れのある場所」とは、廃棄物に係る汚水その他、廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物を処分する場所及び処分のために取扱う場所とします。

2 0 生活環境保全上の措置等（中間処分・保管場所及び作業等） （記載例P. 4 5 ～ 4 6）

生活環境保全上の措置項目について、項目ごとに、具体的な対策の方法を説明し、措置等の写真を添付してください。

2 1 使用権原を証明する書類等（土地、建物、公図）

施設設置場所の用途地域等によっては、使用権原を取得しても中間処理施設を設置できないことがあります。あらかじめご相談ください。

【申請者又は届出者が所有者の場合】

- ・土地、建物の登記事項証明書
- ・公図の写し

【申請者又は届出者以外が所有者の場合】

- ・土地、建物の賃貸借契約書
- ・土地、建物の登記事項証明書
- ・公図の写し
- ・当該土地及び建物を「産業廃棄物の中間処理施設」として使用することについて、所有者が認めていることを確認できる書類
（例 賃貸借契約書の使用目的にその旨が記載されているもの、承諾書、同意書）

2 2 重機一覧表、写真（記載例P. 4 7）

- ・施設で使用する重機の一覧表を作成し、重機の写真を添付してください。
- ・重機にナンバープレートがついている場合は、写真はナンバープレートが確認できるように撮影してください。
- ・重機の使用権原が確認できる書類を添付してください。

2 3 関係法令に関する書類（環境確保条例）

中間処理施設の設置又は変更にあたっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、「工場」に関する認可又は「指定作業場」に関する届出が必要になります。

- ・「工場」の認可に関する申請を行った場合は、担当部署の受付印等が入った申請書（その1とその2）の写しと、認可書の写しを添付してください。
- ・「指定作業場」に関する届出を行った場合は、担当部署の受付印等が入った届出書（その1とその2）の写しと、受理書の写しを添付してください。

※具体的な手続きの方法につきましては、八王子市環境部環境保全課までお問い合わせください。

2 4 関係法令に関する書類（その他）

中間処理施設の建設、営業にあたっては、他法令の許認可、届出等が必要な場合があります。

- ・他法令に関する申請等を行った場合は、管轄部署の受付印等が入った申請書等の写しを添付してください。
- ・管轄部署の事務手続き上ただちに申請等を行うことができない場合、又は申請等が不要である旨の確認を行った場合は、当該管轄部署に確認を行った際の議事録を作成し、添付してください。

関係法令	添付が必要な書類	担当部署
建築基準法 （建築確認） ※用途地域等によっては、 中間処理施設を設置できない 事があります。	・ 建築確認申請書 （添付書類を含む） ・ 確認済証 ・ 検査済証	八王子市まちなみ整備部 建築指導課
消防法 （危険物施設等の許可、 届出）	・ 許可申請書 （添付書類を含む） ・ 許可証 ・ 完成検査済証 ・ 届出書（添付書類を含む）	中間処理施設設置場所を 管轄する、消防署の担当部署
火災予防条例 （少量危険物、指定可燃物 の届出）	・ 届出書（添付書類を含む）	
労働安全衛生法、 クレーン等安全規則 （クレーンの設置）	・ クレーン設置報告書 ・ 自主検査記録 ・ 点検記録 ・ 補修の記録	中間処理施設設置場所を 管轄する、労働基準監督署
その他、 中間処理施設の設置等に おける関係法令	手続きを行った際の 申請書、許可証等	

2 5 施設近隣住民等への説明内容に関する書類

- ・ 中間処理施設の設置、施設の変更、許可の更新等にあたっては、施設近隣や搬出入路沿いの住民、事業者等に対し、施設内容、環境対策等について具体的に説明してください。
- ・ 説明を行った内容について記載した書類を提出してください。

【説明内容の例】

- ・ 施設で取り扱う産業廃棄物の具体的な内容
- ・ 施設における具体的な作業内容
- ・ 廃棄物の飛散及び流出、悪臭、地下浸透、騒音、振動など、生活環境への影響に対する防止対策、万が一発生した場合の対処方法（施設で行う作業だけでなく、車両の搬出入により発生するものも含む）
- ・ その他、施設近隣の生活環境保全に必要な事項

2 6 説明対象者を示す図面

「6 施設の周辺図」と同じ図面を使用し、説明を行った住民等を図面上に示してください。

2 7 同意書、協定書、説明経過書

施設近隣住民等から取得した同意書（写し）、協定書（写し）、又は説明経過書を添付してください。

第4章 基準等について

1 保管容量の考え方

【容器を使用して保管する場合】

原則として、容器の容量を保管容量とします。

【容器を使用せずに保管する場合】（「図1 保管容量の考え方」参照）

- ・廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端から勾配が50%以下（角度にして約26.5°）となるように積み上げてください。
- ・廃棄物が囲いに接する場合、囲いから2mの範囲は、囲いの高さから0.5m以下の高さまでしか積み上げることはできません。

なお、最大保管量は、一日当たりの処理能力の14日分を超えてはいけません。

（※建設廃棄物については、再生利用のために保管される場合は28日分）

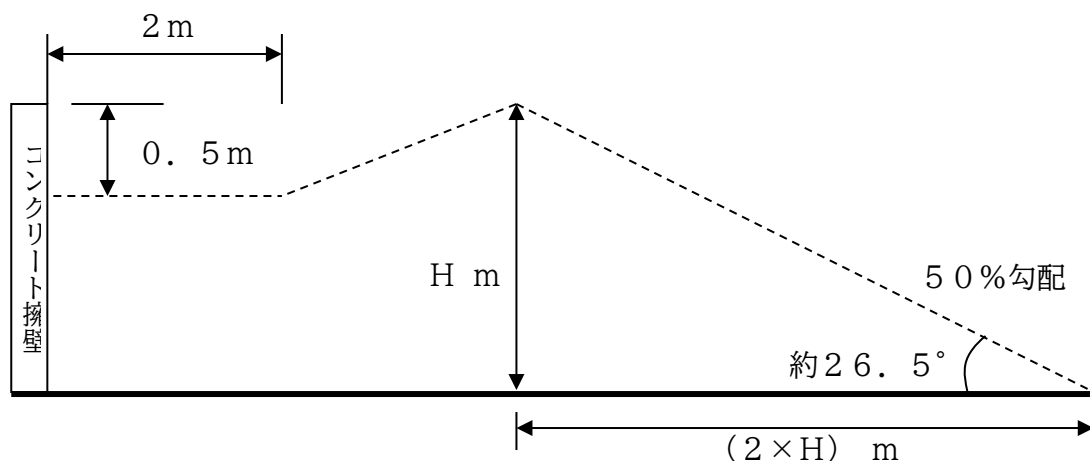


図1 保管容量の考え方

※注 ・図中の点線は、保管できる上限を表しています。

・図中の「H」は高さを、「2×H」はHの2倍の距離を表しています。

2 保管場所の基準

- ・保管場所には、保管を行う産業廃棄物の種類を示す表示を掲げてください。
- ・保管場所には、保管場所および最大保管量を示す基準線（約10cm幅）を床面、壁面等に引いてください（「図2 基準線の例」参照）。
- ・基準線の下端を最大保管高さとするため、産業廃棄物は基準線を隠さないように保管してください（「図3 基準線の書き方」参照）。
- ・選別場所を、廃棄物の保管場所として使用することはできません。選別前の廃棄物を保管する場合は、選別場所とは別に保管場所を設置してください。

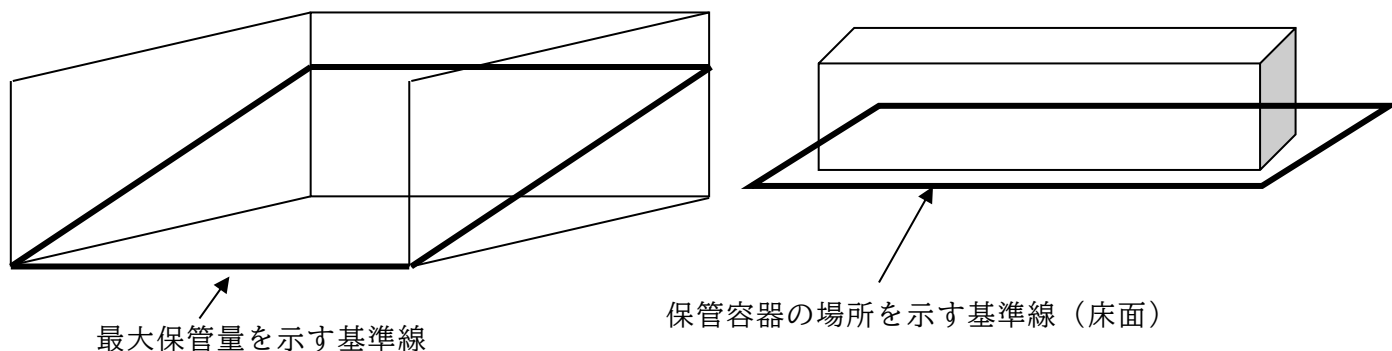


図2 基準線の例

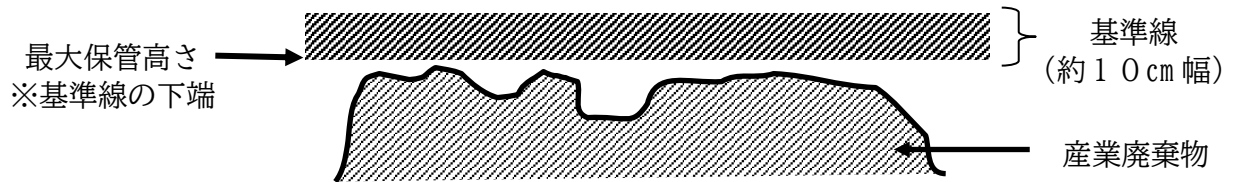


図3 基準線の書き方

3 掲示板の記載方法

- ・中間処理施設には、施設の外部から見える場所に掲示板を設置してください。
- ・掲示板の記載内容は、「図4 掲示板の記載内容」を参照してください。

- ・掲示板の大きさ：縦1 m以上×横2 m以上
- 材質：紙以外で耐候性のあるもの
- 文字：ペンキ等、耐候性のあるもの

産業廃棄物 中間処理施設		
許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者名	
	本社所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
中間処理する 産業廃棄物名		
処理の方法		
処理能力		
処分等のための保管量上限		
許可番号		第109-**-*****号
許可期限		令和 年 月 日～令和 年 月 日

図4 掲示板の記載内容